**検便の実施に関する法的根拠**

【食品衛生法】

食品衛生法の第51条第1項第2号で「厚生労働大臣は、営業の「公衆衛生上必要な措置」について、厚生労働省令で基準を定める。」となっている。

【省令】

これを受けて、食品衛生法施行規則(厚生労働省令)の第六十六条の二において、　「厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。」としている。

【基準】

別表第十七

七　食品又は添加物を取り扱う者の衛生管理

イ　食品又は添加物を取り扱う者(以下「食品等取扱者」という。)の健康診断は、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な健康状態の把握を目的として行うこと。

ロ　都道府県知事等から食品等取扱者について検便を受けるべき旨の指示があつたときには、食品等取扱者に検便を受けるよう指示すること。

**埼玉県感染症対策要綱は、この法律に基づく基準に沿ったものになります。**

関係法令の抜粋（抄）

**食品衛生法**

第五十一条　厚生労働大臣は、営業(器具又は容器包装を製造する営業及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業(第五十四条及び第五十七条第一項において「食鳥処理の事業」という。)を除く。)の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置(以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。)について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一　施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。

二　食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組(小規模な営業者(器具又は容器包装を製造する営業者及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項に規定する食鳥処理業者を除く。次項において同じ。)その他の政令で定める営業者にあつては、その取り扱う食品の特性に応じた取組)に関すること。

②　営業者は、前項の規定により定められた基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

**食品衛生法施行規則**

第六十六条の二　法第五十一条第一項第一号(法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

**別表**第十七(第六十六条の二第一項関係)

(令元厚労令六八・追加、令元厚労令八七・令六厚労令一一五・一部改正)

七　食品又は添加物を取り扱う者の衛生管理

イ　食品又は添加物を取り扱う者(以下「食品等取扱者」という。)の健康診断は、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な健康状態の把握を目的として行うこと。

ロ　都道府県知事等から食品等取扱者について検便を受けるべき旨の指示があつたときには、食品等取扱者に検便を受けるよう指示すること。